特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
47	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 基 礎項目評価書	基

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松阪市は、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に重大な影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するための適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

松阪市長

公表日

令和4年6月1日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイル	レを取り扱う事務					
①事務の名称	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務					
②事務の概要	予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、新型コロナウイルス感染症について、予防接種を実施するとともに、接種歴等の情報管理・報告や給付に関する事務等を行う。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の 照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書 の交付を行う。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付を行う。					
③システムの名称	健康管理システム、中間サーバー、宛名管理システム、番号連携サーバー(団体内統合宛名システム)、ワクチン接種記録システム(VRS)					
2. 特定個人情報ファイル	L名					
予防接種情報ファイル						
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。 以下「番号法」という。)第9条第1項(利用範囲)別表第一の10の項 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)					
4. 情報提供ネットワーク	システムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢>1)実施する実施しない3)未定					
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令) ・情報照会の根拠 16の2の項、17の項、18の項、19の項 ・情報提供の根拠 16の2の項、16の3の項					
5. 評価実施機関におけ	る担当部署					
①部署	松阪市健康福祉部健康づくり課					
②所属長の役職名	健康づくり課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示	·訂正·利用停止請求					
請求先	松阪市総務部総務課文書·情報公開係 〒515-8515 三重県松阪市殿町1340番地1 TEL 0598-53-4055 FAX 0598-22-1522 E-mail sou.div.@city.matsusaka.mie.jp					
8. 特定個人情報ファイル	レの取扱いに関する問合せ					
連絡先	松阪市健康福祉部健康づくり課 〒515-0078 三重県松阪市春日町一丁目19番地 TEL 0598-20-8087 FAX 0598-26-0201 E-mail ken.div@city.matsusaka.mie.jp					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数								
評価対象の事務の対象人数は何人か		[10万人以上30万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
いつ時点の計数か			年12月1日 時点					
2. 取扱者数								
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満		
	いつ時点の計数か	令和3年12月1日 時点						
3. 重大事故								
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価	画書の種類						
<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び重点項目評価書								
3) 基礎項目計画者及び主項目計画者 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。								
2. 特定個人情報の入手(情報提供	ŧネットワークシス ・	テムを通じ	た入手を除く	。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され			
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)に セス権限のない職員等)に よって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され			
4. 特定個人情報ファイル(の取扱い	の委託				[]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され	_		
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供を		[]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	≃の接続		[]接続	しない(入手)	[]接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され	ている ている		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され	ている		
7. 特定個人情報の保管・	消去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され	_		
8. 監査								
実施の有無	[0]	自己点検	[]	内部監査	[]	外部監		
9. 従業者に対する教育・日	答							
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分に行ってい 3) 十分に行ってい	ハる	ている	

変更箇所

及	71				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月1日	1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ②事務の概要	新型コロナウイルス感染症について、予防接種 を実施するとともに、接種歴等の情報管理・報 告や給付に関する事務等を行う。 ・ワクテン接種記録ンステム(VRS)へ予防接種 対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管 理し、他市区町村へ接種記録の 照会・提供を行う。	告や給付に関する事務等を行う。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種 対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の 照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に 基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証	事前	